

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第150号	平成26年 1 月14日 付け大生保生第 1157号	平成25年10月17日	福祉局は、大健福第5580号（大情審 答申第332号事案）・大福祉第947号 （H25、6／24付）より、大健福第 6152号「本人不同意発行可」（社援 保発第0330001号）が、整合性欠き、 大生保生第793号「不」非開示（不 同意発行可規定無い）「理由説明書」 （取得、又は、作成無い主張）か ら、再請求行い不服申立て争う。 「本人不同意発行可規定」再請求す る。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年10月30日付け大 生保生第896号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」（公）は、実施機関も決定有。文献（冊子類）とうり、嘱託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。 「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。 尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。 又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、「社援保発第0330001号」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第151号	平成26年 1 月14日 付け大生保生第 1159号	平成25年11月 5 日	①大福祉第2026号「不」非公開（法 第50条を他法他施策の活用事例欠 如） ②大生保生第579号「不」非公開（〃 〃 〃） ③大生保生第648号「不」非公開（社 援保発第0330001号 I - 4 - （2）③ ア・④アを他法他施策の活用事例欠 如） A 大情審答申第332号事案「大健福 第6515号（前記通知上（2）①イ 「法令外）」 決定事項の B 法第50条 C 医療担当規 定第7条の法令根拠求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年11月15日付け大 生保生第958号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」（公）は、実施機関も決定有。文献（冊子類）とうり、嘱託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。 「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。 尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。 又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、「他法他施策活用事例欠如」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	平成25年度 諮問受理第162号	平成26年 2 月14日 付け大生保生第 1280号	平成25年12月 9 日	情報公開Gは、大情審答申類内の 「他法事案」を福祉局・生野区役所 決定事項より、「無診療の他法活用 可」並びに、「無診療」回答有効化 示す分求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成25年12月19日付け大 生保生第1108号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 1 月17日	処分の取り消しを行い、「自己情報」の相当理由決定せよ。 ※発行要す「相当の理由」※大市民第6167号「〇〇弁護士回 答書」より、6139号のみ見解。条文を表記続行は、「条例解 釈」反す為、「自己情報」明白に釈明せよ。＜生野区役所 は、「無診療」不知弁明する回答類・通知書A有＞ 大健福第6515号「法令外の発行する〇〇CWを〇〇・〇〇職 員が、平成24年 1 月証言」（大情審答申第332号）は、大市民 第6139号（6110号内一点）「〇〇弁護士記録票」の「相当理 由」（発行する必要性）要す見解一致するのと保護課見解 「非該当者（異議申立人）」合致。 「相当理由」（社援保発第0330001号 I－4 (2)①イ「法令除 く場合」→法令外）不明続く。法第50条 1 項主張（大生保生 第557号「理由説明書」H25. 8／2）するも、「相当理由」 不明。法令外発行する〇〇CWを法令弁明する法理性欠く。 （逸脱以前の不適法）条例解釈運用手引きは、「条文のみ足 らず」との「相当理由」要すのを示す。「無診療」とは、文 字とうり、通院無く、診療自体無い患者不在事実。 実施機関は、「無診療の他法活用可や無診療回答有効化示す 分」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨 が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生 活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したた め、（き）欄に記載の決定を行った。
4	平成26年度 諮問受理第55号	平成26年 4 月21日 付け大生保生第74 号	平成26年 2 月14日	生野区役所生活支援は、「生活保護 法関係法令通知集（冊子）」の目次 上からも明らかな次の法令通知除外 理由求める。「他法の関係（目 次）」より、社援保発第0324号（被 保護者） 社援保発第0331007号（要 保護者）（主張上、上記 2 点「法令 通知」欠く）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 2 月24日付け大 生保生第1320号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 3 月24日	「社援保発第0324号」決定除外は、不法行為 大総務第 e－ 205号「不」非公開、e－263号「不」非開示、大個審答申第 69号「大生保生第399号」不承認理由「法第25条 2 項」主張。 実施機関主張有、発行（H20. 3／26）理由置いている為、 「不」処分は、不適切。 「法令」主張から、「公」決定は、当然の法理より、処分の 取り消しを「事実行為」とうり、求める。 実施機関は、「整合性」計れずの争い続けている。 大健福第6515号「法令外発行」（〇〇・〇〇）H20. 3／26区 実施理由より、本件「不」一致だが、大生保生第399号主張 「法第25条 2 項」基づいた発行は、矛盾。 大生支第470号「他法活用検討依頼通知」不非開示より、「他 法異議申立人の件」法令外一致。（大生保生第218号「開」答 申（審議会）有。） 実施機関は、「法令通知除外理由」などの記載内容から、 （え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2) にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する こと」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を 行った。
5	平成26年度 諮問受理第56号	平成26年 4 月21日 付け大生保生第72 号	平成26年 1 月17日	大情審答申第332号の他法事案全件 は、社援第3239号（H25、3/21）を 全く相違するが、1 件「大健福第 6515号（法令外）」は、類似する基 づき、社援第2768号（受付番号第 1254号 1255号）2 点を否定出来る 他法事案（異議申立人の件）求め る。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 1 月30日付け大 生保生第1230号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 3 月24日	「社援保発第0324号」決定除外は、不法行為 大総務第 e－ 205号「不」非公開、e－263号「不」非開示、大個審答申第 69号「大生保生第399号」不承認理由「法第25条 2 項」主張。 実施機関主張有、発行（H20. 3／26）理由置いている為、 「不」処分は、不適切。 「法令」主張から、「公」決定は、当然の法理より、処分の 取り消しを「事実行為」とうり、求める。 実施機関は、「整合性」計れずの争い続けている。 大健福第6515号「法令外発行」（〇〇・〇〇）H20. 3／26区 実施理由より、本件「不」一致だが、大生保生第399号主張 「法第25条 2 項」基づいた発行は、矛盾。 大生支第470号「他法活用検討依頼通知」不非開示より、「他 法異議申立人の件」法令外一致。（大生保生第218号「開」答 申（審議会）有。） 実施機関は、「大情審答申第332号の他法事案全件」などの記 載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号 第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手 続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記 載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
6	平成26年度 諮問受理第57号	平成26年 4 月21日 付け大生保生第76号	平成26年 3 月 5 日	「公益通報制度」上主張する、通知書Aの「情報得ず」を具体的分るも、福祉局分求める。ちなみに、大健福第6054号の①「全体的」主張有り、「一部謝罪」記載有。並びに、大福祉第3902号「決定書」（却）の「一般的な不平不満」主張「一般的」とは、「全般的」か「全体的」かの回答（2/7）有。「情報得ず」と①「全体的」の食い違い有。①「全体的」該当するもの分らず。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 3 月17日付け大生保生第1370号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 3 月24日	「権利の濫用」は、決定事項「重複」示した答申第332号「11」示す。 処分の取り消しを行い、重複の請求欠く経過より、通知書A一致する、規定事項や大健福第6515号「公」（法令外発行（区））答申事案とうりの「具体性」分かるもの求める。 答申上は、法第50条「公」再三決定有。社援保発第0330001号I－4 (2)①イ異なる 「情報得ず」と「全体的」は、非道義語で有り、通知書A「通報についての連絡」は、「通院が無い為、自立支援医療の手続きは不要との回答（異議申立人へ）した主張」記載。「非該当（異議申立人）」の「全体的」不明。法的根拠が私（異議申立人）の分不明。
									実施機関は、「通知書A」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
7	平成26年度 諮問受理第59号	平成26年 5 月 1 日 付け大生保生第124号	平成26年 3 月13日	「権利の濫用」（理由不明）主張する「公」却下決定した情報公開G、生野区役所、市民局は、大健福第6515号「公」（通知上I－4（2）①イ「法令を除く場合」決定）異議申立人の件が、大生保生第1389・1390号「却」（通知書A調査資料「大総務監第54号、大生総第106号」の通知書A「情報得ず」（通院が無い事実を知りませんでした1001-12322-001-02・1101-10829-001-01）から、〇〇弁護士判断した「相当理由」欠如を法令外明白の上で「発行」した必要性知るもの、分かるもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 3 月27日付け大生保生第1400号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 4 月 8 日	「社発第727号」第7－2は、実施機関決定欠如。「文献」法第50条決定欠如。 処分の取り消しを求め、大生保生第399号（大個審答申第69号）主張とうりの法第123号基づいた法第50条1項調査する法第25条2項判断する「レセプト（異議申立人の分）」決定せよ。※6・7貼るもの決定要す。 H19年9月までの「レセプト」は、区が除外経過から、一点残り、H19.12月のみ区決定可能性有。大生保生第635・636・912・935・100号「不」非開示は、6・7貼るもの不明。 他法活用原則とは、法第4条「改訂増補生活保護法の解釈と運用」該当する「レセプト」要すが、生野区は、「無診療診察禁止（医師法第20条）」のH20. 3/26「発行」から、前記「文献」上法第50条（医師法第19条診療拒否禁止）主張が、全く食い違う法律解釈に有。（理由説明書）※他法活用とは、「レセプト」規定したレセプト要す。
									実施機関は、「通知書A、法令を除く場合」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
8	平成26年度 諮問受理第61号	平成26年 5 月 1 日 付け大生保生第128号	平成26年 3 月25日	大生保生第952号「開」の大阪弁護士会への回答書（大生保生第630号・H21年11月11日）は、「通院の有・無」・「医療券使用有・無」を問わず、障害者自立支援法第58条主張や社援保発第0330001号の何の点か不明「他法他施策利用の可能性の有無の判定というようなことについて医療機関に病状照会を行うことは個人情報保護法の法令に定めのある場合に該当する」主張の分かる通知点求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 4 月 7 日付け大生保生第18号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 4 月11日	処分の取り消しを求める。何故、「生野区生活支援」が、障害者自立支援法第58条「解釈」可能か。生活保護法第4条主張以外「他法件」不可。「神経症」該当する答申件欠如。大生保生第251号「不」非開示、大福祉第802号「不」非開示「レセプト」解釈する他法件をレセプト欠如する6・7貼り付け不可。貼る情報「個」欠如。 「改訂増補生活保護法の解釈と運用」は、法第50条部分が、生野区主張逸脱明白。 第一、大生保生第579・648号「不」非公開有り、大福祉第2026号「不」非公開（答申第332号）も有る。医療券発券（自動的）や無効処理は、法律規定欠如から、「通院有・無」レセプト点検のみ確認可能。
									実施機関は、「通院の有無や他法他施策利用の可能性」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
9	平成26年度 諮問受理第85号	平成26年 6 月17日 付け大生保生第 316号	平成26年 3 月28日	「社発第727号」（生活保護法関係法令通知集）第 7－2 「精神通院医療 取り扱い要領」（法第123号）の「精 神障害者医療費判定指針」より、 「神経症（抑うつ状態軽度）」件を 大情審答申第332号（下記「事案数件 抜粋示）「事案」不非公開を該当主 張するもの求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 4 月10日付け大 生保生第30号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、大生保生第 9 号（大個審第69号） 「法第123号」該当レセプト求める。 大健福第1918号「国の指導」より、義務負う。※大生保生第 1313号「公」同通知有り、通知上の 2 (1)イ・(2)規定示す。 大生保生第30・31号の「却」理由は、「事実」欠如する答申 「件」無い。大生保生第1440号「不非開示」・574号「不非公 開」（答申第332号「件」）大健福第6290号「不」矛盾「生野 区主張」否定する大健こ第145・258・580号「不非公開」大福 祉第1317・1951・4516・4517号「不」非公開。 生野区は、「要望書」（答申第272号（答申第332号）別表 2、1001-11779-001-01）の「うつ病」非該当も有る記載を理 解せず。 法第123号「明示」うつ病の非該当者有るのを不明示「神経 症」無診療該当指導「発行」の自己情報レセプト欠如主張 は、H19. 9 月までの「レセプト」非該当見解を全く矛盾す る。H19. 12月「レセプト」はH20年 3 月「医療要否意見 書」有。「個人」請求経違数年中の「不」より、H20. 3 月 「指導（発行）は、H20年 3 月「医療要否意見書」以外。
									実施機関は、「精神通院医療取り扱い要領、抑うつ状態」な どの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申 第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護 業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、 （き）欄に記載の決定を行った。
10	平成26年度 諮問受理第87号	平成26年 6 月17日 付け大生保生第 320号	平成26年 4 月 8 日	大生保生第909号「公却」（権利の濫 用）再請求する。 「不服申立て行う」目的より、速や かに決定せよ。（再請求は、可）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 4 月15日付け大 生保生第36号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、「社援保発第0324号」・「社援第 2700号（大健福第6151号「決定書」）・「社発第727号」第 2・7（第1・3・4・5・6も合わせて）、「改訂増補生 活保護法の解釈と運用」の正常化する情報公開制度（情報公 開法等々）機能回復せよ。 医療無資格者の 6・7 行政指導（発行）は、医師法違反。 （C Wの診断行為）大福祉第3450・3446・3571・3572・ 3750・3751・4516・4517号「不非公開」件は、大生保生第 1055号・1099・1170・1313・1317・1168号「公」件、大生保 生第1057・1086号「公」件、大生保生第1263・1265・1294号 「公」件、等々「大健こ第145・258・580号（不非公開）」法 第125号所管見解を相違や「社発第727号」却下は、＜大生保 生第1440号「不非開示」件＞相違有。第 7－2 の「矛盾」 有。
									実施機関は、本件請求が不服申立てを行うがために大生保生 第909号の再請求を行う趣旨であり、当該決定が「主治医への 病状照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当す るとして却下していることから、（え）欄に記載の公開請求 の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に 係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断し たため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
11	平成26年度 諮問受理第89号	平成26年 6 月17日 付け大生保生第 324号	平成26年 4 月 8 日	大阪市情報公開審査会・個人情報審 議会は、「神経症」が、「法第123 号」該当すると明確化出来る法規資 料求む。答申「件」は、全職「不 非公開（「神経症」法規欠如・資料 欠如） ※生野区「他法件（略）」6・7貼 る該当見解との職員主張有。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 4 月15日付け大 生保生第38号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、「社援保発第0324号」・「社援第 2700号（大健福第6151号「決定書」）・「社発第727号」第 2・7（第1・3・4・5・6も合わせて）、「改訂増補生 活保護法の解釈と運用」の正常化する情報公開制度（情報公 開法等々）機能回復せよ。 医療無資格者の6・7行政指導（発行）は、医師法違反。 （CWの診断行為）大福祉第3450・3446・3571・3572・ 3750・3751・4516・4517号「不非公開」件は、大生保生第 1055号・1099・1170・1313・1317・1168号「公」件、大生保 生第1057・1086号「公」件、大生保生第1263・1265・1294号 「公」件、等々「大健こ第145・258・580号（不非公開）」法 第125号所管見解を相違や「社発第727号」却下は、＜大生保 生第1440号「不非開示」件＞相違有。第7－2の「矛盾」 有。 実施機関は、「神経症が法第123号に該当する」などの記載内 容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に 関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の 決定を行った。
12	平成26年度 諮問受理第90号	平成26年 6 月17日 付け大生保生第 326号	平成26年 4 月 9 日	福祉局保護課が、大健福第1916・ 1918・3954・3955号の「公」する 「社援保発第0929003号・社援指発第 0929001号」より、「他法活用検討依 頼通知」「精神通院医療確認調査」 「診療状況照会書6・7貼り付け」 と「神経症」認める事例求める！	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 4 月21日付け大 生保生第90号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、「社援保発第0324号」・「社援第 2700号（大健福第6151号「決定書」）・「社発第727号」第 2・7（第1・3・4・5・6も合わせて）、「改訂増補生 活保護法の解釈と運用」の正常化する情報公開制度（情報公 開法等々）機能回復せよ。 医療無資格者の6・7行政指導（発行）は、医師法違反。 （CWの診断行為）大福祉第3450・3446・3571・3572・ 3750・3751・4516・4517号「不非公開」件は、大生保生第 1055号・1099・1170・1313・1317・1168号「公」件、大生保 生第1057・1086号「公」件、大生保生第1263・1265・1294号 「公」件、等々「大健こ第145・258・580号（不非公開）」法 第125号所管見解を相違や「社発第727号」却下は、＜大生保 生第1440号「不非開示」件＞相違有。第7－2の「矛盾」 有。 実施機関は、「診療状況照会書6・7貼り付け」などの記載 内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続 に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載 の決定を行った。
13	平成26年度 諮問受理第105号	平成26年 7 月24日 付け大生保生第 495号	平成26年 5 月23日	本市「嘱託医師」見解（こころの健 康センター医療対策 保護課・区役 所の各専門在籍）より、〇〇CW 「診断（6・7該当）」尊重する 「神経症」件争う長期年月から、 「医療」をCW「診断」可能規定す る法令資料求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 5 月29日付け大 生保生第242号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年 7 月 3 日	処分の取り消しを行い、「事実」特定や「事実行為（職 員）」の法律上特定せよ。地法公務員法は、「職員」法的責 務負う。市民の声No. 「ケース記録票」は、告示「厚生労働省告示第158号（H18. 3／29）」（自立支援医療）判断出来ず。 「逆説」する言葉山散は、「ケース記録票（H20. 4／ 1）」1点のみから主張有る為、「逆説」停止（改善）した 「受診していない」ケース記録票とうり、訂正せよ。※一慣 性ある説明。 又、6・7貼る〇〇CW見解根拠特定する法的義務負う「法 第50条」行政指導実施。（医療介入可否明白する等々） 実施機関は、「診断（6・7該当）尊重する」などの記載内 容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に 関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の 決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
14	平成26年度 諮問受理第106号	平成26年 7 月24日 付け大生保生第 497号	平成26年 5 月23日	大情審答申第332号は、大福祉第3570号「不非公開（「神経症」事例欠如）」件や、大生保生第684号「不非公開（社援保発第0330001号 I－4 (2)③ア・④アの 6・7 事例欠如＝自立支援医療事例欠如）の全く相違する「事実（事例）」欠如の「公」件取り扱い承認。「神経症」が自立支援医療と成るもの求める。（第12章抜粋せよ）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 5 月29日付け大生保生第243号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 7 月 3 日	処分を取り消しを行い、「事実」特定や「事実行為（職員）」の法律上特定せよ。地法公務員法は、「職員」法的責務負う。市民の声No. 「ケース記録票」は、告示「厚生労働省告示第158号（H18. 3／29）」（自立支援医療）判断出来ず。 「逆説」する言葉山散は、「ケース記録票（H20. 4／1）」1点のみから主張有る為、「逆説」停止（改善）した「受診していない」ケース記録票とうり、訂正せよ。※一慣性ある説明。 又、6・7 貼る〇〇CW見解根拠特定する法的義務負う「法第50条」行政指導実施。（医療介入可否明白する等々） 実施機関は、「神経症が自立支援医療と成る」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
15	平成26年度 諮問受理第116号	平成26年 8 月14日 付け大生保生第 609号	平成26年 6 月 6 日	「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」（大健福第1916・1918号）2 (2)別紙様式を参考に、統一的な記録様式の整備を行うなどにより、組織的な取組の推進を図られたい。（法令）上記の「2－(2)」組織的な取組する統一的な記録様式を決定求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 6 月17日付け大生保生第333号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 7 月14日	処分を取り消しを行い、所管外違法行為是正する「不」決定を速やかに行え。 大健こ第258・273・580・273号「不非公開（法律第123号見解上欠如）」件逸脱禁止。 ※法的責務「不要な収集実施（H20. 3／26）の不適法行為。 「神経症性障害」主張（〇〇）する生野区見解法的根拠欠如続き、「権利の濫用」続け、真っ向から、市民サービス拒否あからさま。地公法第32条は、医師法免責・免除欠如。但し、「権利の濫用」からも明白化する生野区生活支援が、医師法・障害者自立支援法（現在、障害者総合支援法）を所管する原課決定が、違法。 実施機関は、「社援保発第0929003号や社援指第0929001号」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
16	平成26年度 諮問受理第119号	平成26年 8 月14日 付け大生保生第 615号	平成26年 6 月10日	大情審答申第272号別表 1・2「調査資料」に基づき、6・7（法律第123号）貼る法的根拠欠如見解、生活保護法第50条（行政指導）「生野区生活支援（〇〇）」主張、「法的根拠欠如（不非開示「大生保生第635・636・912・27・188・271・272号」等々）、大生保生第912号「件」（医療券未使用の返送義務ありません）、大生総第84・52号「件」（医療要否意見書）、大政第 e－43号「件」（1101-10720-01-01・1101-10768-001-01・1101-10788-001-01・1101-10843-001-01）、大福祉第3281号「件」の不整合類は、「生野区生活支援」否認する行政文書から、「神経症障害」を〇〇CW判断可法令資料求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 6 月17日付け大生保生第336号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年 7 月14日	処分を取り消しを行い、所管外違法行為是正する「不」決定を速やかに行え。 大健こ第258・273・580・273号「不非公開（法律第123号見解上欠如）」件逸脱禁止。 ※法的責務「不要な収集実施（H20. 3／26）の不適法行為。 「神経症性障害」主張（〇〇）する生野区見解法的根拠欠如続き、「権利の濫用」続け、真っ向から、市民サービス拒否あからさま。地公法第32条は、医師法免責・免除欠如。但し、「権利の濫用」からも明白化する生野区生活支援が、医師法・障害者自立支援法（現在、障害者総合支援法）を所管する原課決定が、違法。 実施機関は、「6・7（法律第123号）貼る法的根拠欠如」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
17	平成26年度 諮問受理第121号	平成26年 8 月29日 付け大生保生第 696号	平成26年 7 月 3 日	生野区役所生活支援は、3 ヶ月以上 未受診（以後未受診続く）の元での 医師回答書（6・7 貼る生野区生活 支援見解）のみで、自立支援医療可 能主張だが、法律は、「申請」行 い、こころの健康センターが、「申 請調査」実施での「可」見解を 「区」は、「申請」欠如でも、生野 区生活支援根拠求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 7 月 9 日付け大 生保生第418号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開（6・7 貼る法的根拠欠如）」件 （答申第272号「件」）「6・7 貼る」法的責任満たすもの欠 如は、6・7 貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条 1 項」「法第50条」根 拠「法第 4 条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区 6・7 該当指導（貼る） 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書 （大生保生第825号）が、指定医療機関の義務規定「法第50 条」主張、又、「社援保発第0330001号 I－4 (2)③ア」主張 もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施 した 6・7 貼る発行 H20. 3／26有。 実施機関は、「3 か月以上未受診、6・7 貼る」などの記載 内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續 に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載 の決定を行った。
18	平成26年度 諮問受理第122号	平成26年 8 月29日 付け大生保生第 698号	平成26年 7 月 3 日	こころの健康センターが、情報提供 する F 4「ガイドライン」資料上 「F 40」「F 41」「F 42」「F 43」 「F 44」「F 45」「F 48」から、 「抑うつ状態」該当するもの「特 定」求める。（H26、5／21 情報提 供資料） 生野区生活支援は、「神経症（抑う つ状態軽減）」を F 4 特定する 「公」件有。（上左記）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 7 月 9 日付け大 生保生第419号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開（6・7 貼る法的根拠欠如）」件 （答申第272号「件」）「6・7 貼る」法的責任満たすもの欠 如は、6・7 貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条 1 項」「法第50条」根 拠「法第 4 条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区 6・7 該当指導（貼る） 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書 （大生保生第825号）が、指定医療機関の義務規定「法第50 条」主張、又、「社援保発第0330001号 I－4 (2)③ア」主張 もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施 した 6・7 貼る発行 H20. 3／26有。 実施機関は、「抑うつ状態該当、神経症」などの記載内容か ら、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関 すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決 定を行った。
19	平成26年度 諮問受理第123号	平成26年 8 月29日 付け大生保生第 700号	平成26年 7 月 3 日	「社保第136号」（法令）から、大情 審答申第272号「大生支第113号 （6・7 貼る法的根拠欠如）」不非 公開件（法令欠如）より、「生野区 生活支援」6・7 貼り付け行為の法 令上示すもの無く、法第 4・25・50 条を「公」件再三が、「法理」分か るもの求める。（法律第123号介入可 の規定）	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 7 月 9 日付け大 生保生第420号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開（6・7 貼る法的根拠欠如）」件 （答申第272号「件」）「6・7 貼る」法的責任満たすもの欠 如は、6・7 貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条 1 項」「法第50条」根 拠「法第 4 条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区 6・7 該当指導（貼る） 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書 （大生保生第825号）が、指定医療機関の義務規定「法第50 条」主張、又、「社援保発第0330001号 I－4 (2)③ア」主張 もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施 した 6・7 貼る発行 H20. 3／26有。 実施機関は、「6・7 貼る法的根拠欠如」などの記載内容か ら、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関 すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決 定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
20	平成26年度 諮問受理第124号	平成26年 8 月29日 付け大生保生第 702号	平成26年 7 月10日	「過去診」を自立支援医療（精神通院医療）必要の取り扱い出来る法令規定求める！！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 7 月16日付け大生保生第463号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 7 月31日	大生支第113号「不非公開（6・7貼る法的根拠欠如）」件（答申第272号「件」）「6・7貼る」法的責任満たすもの欠如は、6・7貼る違法行為明白。 「特定」する開示求める。「法第25条1項」「法第50条」根拠「法第4条」主張。 「他法他施策の活用」する生野区6・7該当指導（貼る）大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件の理由説明書（大生保生第825号）が、指定医療機関の義務規定「法第50条」主張、又、「社援保発第0330001号I－4(2)③ア」主張もあり、医師の法的義務・責任問う「行政指導に従え」実施した6・7貼る発行H20. 3／26有。 実施機関は、「過去診を自立支援医療（精神通院医療）必要」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
21	平成26年度 諮問受理第132号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 907号	平成26年 8 月 7 日	大生支第113号「不非公開」件、大健福第3954・3955号「公」件（大健福第1916・1918号「公」件）の6・7資料求む。（現物の存在する分） ※答申第272号・答申第332号	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月21日付け大生保生第644号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 8 月29日	大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17「保護課見解」非該当者）大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No. 0967-10056-001-01」生活保護手帳P. 338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」（非公開）件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。「生活保護法第4条」大生保生第547・604・624号「不非公開」（「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如）件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。 実施機関は、「6・7資料求む」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
22	平成26年度 諮問受理第133号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 909号	平成26年 7 月31日	大総務第e－118号「補正依頼」請求件（別紙H26、7／10）は、第12章所屬マニュアル大阪市総合福祉システム「ICD－10」現「10章」（ICD－10）の大健こ第258・580号「不非公開（「神経症」欠如）」件、「こ健第1366-3号」不非公開（「神経症（抑うつ状態）」は、ICD－10欠如）」件、「神経症（抑うつ状態）」6・7貼る生活保護法第50条の法律上分ならず、地公法第32条、弁護士法第1条「憲法第99条」免除するもの求める。免責するもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月11日付け大生保生第587号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 8 月29日	処分の取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6・7貼るもの決定求む。 市民の声No. 1101-11587-001-01（回答分）（H19、10／7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01（回答分）（レセプトエラーのみ点検、H20、3／25「医療要否意見書」主張） 右のとおり、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号I－4(2)③ア後段不正確回答記載有、「通知書A」主張との一貫性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声6点回答」件・大政第e－43号「市民の声12点回答」件・大政第e－8号「市民の声（H26、5／26）24区回答分」 実施機関は、「6・7貼る生活保護法第50条の法律上分ならず」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
23	平成26年度 諮問受理第134号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 911号	平成26年 7 月31日	情報公開グループ・生野区役所は、法令違反犯し続け、「答申」件が、「法令反す」件多々有る起因が、「全面謝罪（H22、2／19）」否認する「一部謝罪」争う請求関係類。但し、「法律第123号」見解を生野区行う違法「大生保生第332、333、334、335、336、418、419、420号「公却」越権行為の「抑うつ状態」（指針上有）は、F 4 類上欠如するが、生野区 6 ・ 7 可「公」件多数有	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月11日付け大生保生第588号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 8 月29日	処分を取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6 ・ 7 貼るもの決定求む。 市民の声No. 1101-11587-001-01（回答分）（H19、10／7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01（回答分）（レセプトエラのみ点検、H20、3／25「医療要否意見書」主張） 右のと通りに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号 I － 4 (2) ③ア後段不正確回答記載有、「通知書 A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声 6 点回答」件・大政第 e － 43号「市民の声12点回答」件・大政第 e － 8 号「市民の声（H26、5／26）24区回答分」 実施機関は、「生野区 6 ・ 7 可『公』件多数有」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に關すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
24	平成26年度 諮問受理第135号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 913号	平成26年 7 月31日	生野区生活支援は、「I C D－10」が、「神経症（抑うつ状態）」欠如知りながら、生活保護法第50条（医療担当規定）決定再三より、「権利の濫用」使い続け、挙げ句には、医師責任押し付ける大生保生第271・271号「不非開示」（F 4 類判断欠如）件交付が、以下の第12章参考資料大阪市総合福祉システム所属運用マニュアル「I C D－10」（H21、12／1 生野区区民企画資料提供）は、現在も「第10章」I C D－10の継続する所属運用マニュアルであり、「生野区」義務負う為、「法第50条」根拠示す＝「神経症（抑うつ状態）」の特定せよ！の請求行う。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月11日付け大生保生第589号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 8 月29日	処分を取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6 ・ 7 貼るもの決定求む。 市民の声No. 1101-11587-001-01（回答分）（H19、10／7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01（回答分）（レセプトエラのみ点検、H20、3／25「医療要否意見書」主張） 右のと通りに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号 I － 4 (2) ③ア後段不正確回答記載有、「通知書 A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声 6 点回答」件・大政第 e － 43号「市民の声12点回答」件・大政第 e － 8 号「市民の声（H26、5／26）24区回答分」 実施機関は、「神経症、抑うつ状態」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に關すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
25	平成26年度 諮問受理第136号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 915号	平成26年 7 月31日	大健こ第258・580号「不非公開」件から、「神経症（抑うつ状態）」規定欠如する「I C D－10」見解（法令）判明するが、「生野区」反する実施行為「正当化」記者会見（H25、3／21）は、刑法第193条始まり、以降、「〃」続ける事実次々の条例規定求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月11日付け大生保生第590号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 8 月29日	処分を取り消しを求め、「レセプト」「医療要否意見書」6 ・ 7 貼るもの決定求む。 市民の声No. 1101-11587-001-01（回答分）（H19、10／7「医療要否意見書」主張）・1001-10251-001-01・1101-12606-001-01（回答分）（レセプトエラのみ点検、H20、3／25「医療要否意見書」主張） 右のと通りに、大健福第1238号「公」件・1917号「公」件の区矛盾。 大阪弁護士会へは、「未使用医療券の返送義務ありません」〇〇書面（回答書）でも、社援保発第0330001号 I － 4 (2) ③ア後段不正確回答記載有、「通知書 A」主張との一慣性欠如。 初めは、「通院無く不知」〇〇主張。大福祉第3281号「市民の声 6 点回答」件・大政第 e － 43号「市民の声12点回答」件・大政第 e － 8 号「市民の声（H26、5／26）24区回答分」 実施機関は、「神経症（抑うつ状態）規定欠如」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第 5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に關すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
26	平成26年度 諮問受理第155号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1100号	平成26年 8 月11日	大阪市職員は、答申（審査会・審議会）「件」次の大生保生第574号「不非公開（神経症規定欠如・抑うつ状態規定欠如）」件・大福祉第1951号「不非公開」（神経症規定欠如）」件・大健福第6290号「不非公開（抑うつ状態規定欠如）」件、大生支第470号「不非開示（他法活用検討依頼通知欠如）」件が、生野区違反示すもの「I C D－10」欠如だが、違反否定続くが、「I D C－10」欠如を適正分かるもの求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大生保生第668号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H22. 2／17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号（H18. 1／12）P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、I C D－10F 3 類規定 実施機関は、「神経症規定欠如・抑うつ状態規定欠如」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
27	平成26年度 諮問受理第156号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1102号	平成26年 8 月11日	8／7、生野区総務課（〇〇）・生活支援（〇〇）は、市民（異議申立人）への説明出来ず（記載等）、〇〇職員の職務放棄続くが、「神経症（抑うつ状態）」未受診続く、6・7 見解（貼る）根拠欠如から、6・7 貼る法的責任免除・免責分かる職員研修等々理解可求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大生保生第669号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H22. 2／17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号（H18. 1／12）P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、I C D－10F 3 類規定 実施機関は、「6・7 見解（貼る）根拠欠如」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
28	平成26年度 諮問受理第158号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1106号	平成26年 8 月13日	大健こ第332号「I C D－10」公件は、こ健第1366 3号「I C D－10のF 4 類＝F 40－F 48からは、「神経症（抑うつ状態）」欠如する」不非公開件を大生保生第362号「開」件（神経症（抑うつ状態）」F 4 類該当する決定事項が、法の厚生労働省所管「I C D－10」の医師権限欠如の為、「生野区」見解分ならず、行政権限行使「法第50条」の「区」法的責務免除するもの、分かるもの求める！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大生保生第658号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H22. 2／17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号（H18. 1／12）P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、I C D－10F 3 類規定 実施機関は、「神経症（抑うつ状態）欠如する」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
29	平成26年度 諮問受理第159号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1108号	平成26年 8 月13日	生野区生活支援は、大健福第1916・1918・3954・3955号「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」レセプト一斉点検規定の「公」件が、大生保生第1055・1085・1086・1168・1313号「公」件同通知決定有りながら、一向に「レセプト」決定欠如する不非開示続く大生保生第635・636・251・1398・1440・1260・27号件(ㄱ)等々交付する為、市民の声No. 1101-11587-001-01・1001-10251-001-01の「レセプト」エラーのみ点検、H19. 10/ 7 H20. 3/ 25「医療要否意見書」の主張からも、「ㄱ」決定欠如続く事態より、「レセプト」逸脱する「診療状況について」(回答)、「ケース記録票」は不法行為明白。以上から、「権利の濫用」具体的に示すもの求める。	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成26年 8 月25日付け大生保生第659号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」(H22. 2/17) 件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号 (H18. 1/12) P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6 (2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、ICD-10F 3 類規定
									実施機関は、「診療状況について(回答)」などの記載内容から、(え) 欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(き) 欄に記載の決定を行った。
30	平成26年度 諮問受理第161号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1112号	平成26年 8 月19日	「神経症（抑うつ状態）」を生活保護法第50条「都道府県の権限に基づき、行政指導に従え」実施する生野区生活支援は、大生支第470号「不非開（「他法活用検討依頼通知」欠如）」件や大福祉第3570号「神経症事例（「他法活用検討依頼通知」欠如）不非公開」件の判明する様に、市内24区中生野区限定異議申立人1人限定の判明。「ICD-10」の特定「神経症（抑うつ状態）」する法律責任負う為、F 4 類の特定せよ。	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成26年 8 月29日付け大生保生第691号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」(H22. 2/17) 件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号 (H18. 1/12) P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6 (2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、ICD-10F 3 類規定
									実施機関は、「神経症（抑うつ状態）」などの記載内容から、(え) 欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(き) 欄に記載の決定を行った。
31	平成26年度 諮問受理第162号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1114号	平成26年 8 月19日	大健福第1238号「社団法人精神医療協会の要望書」は、「精神障害者医療費判定指針」で担当医師の判断でも、自立支援医療可否の照会必要か。と有り、大健福第1917号「回答書」は、職員は、医療無知故に要望とうり、医師らと研修会実施する。と有る。大生保生第399号「不承認」件の法律第123号「障害者」主張や大生保生第1099・1170・1168・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通医療）の概要」を「神経症（抑うつ状態）」決定事項。答申尊重欠如「○○」ところが大生保生第583・584号「不非公開」件は、「全面謝罪」否定と「精神障害者」否定の相反関係主張「○○」逆説論常時から、生野区が「全面謝罪じゃありません」判然判明するもの求める。	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成26年 8 月29日付け大生保生第693号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」(H22. 2/17) 件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号 (H18. 1/12) P.455～457 答申第272号別表2 調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6 (2) 答申第272号調査資料別表1・2 全点※「抑うつ状態」は、ICD-10F 3 類規定
									実施機関は、「自立支援医療可否の照会必要か」などの記載内容から、(え) 欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(き) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
32	平成26年度 諮問受理第163号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1116号	平成26年 8 月19日	生野区役所生活支援は、大阪市総合福祉システム所属運用マニュアル「I C D－10」決定欠如するが、大生保生第1099・1170・1168・1313・1314・1317号「自立支援医療（精神通院医療）概要」I C D－10表示の為、F 4 類決定欠如する大生保生第1055・1057・1086・1263・1265・1294号「公」件の請求決定全く分からず、自立支援医療実施機関「こころの健康センター」見解争い続けるが、自立支援医療の運用権限示すもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月29日付け大生保生第695号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月11日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第574・602・624号」不件 大情審答申第272号・大個審答申第57号「不」件全部 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」（H22. 2／17）件 ☆「第7精神医療取扱要領」資料P. 451～457の厚生省「告示」第4号（H18. 1／12）P.455～457 答申第272号別表2調査資料 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2) 答申第272号調査資料別表1・2全点※「抑うつ状態」は、I C D－10F 3 類規定 実施機関は、「自立支援医療の運用権限示すもの」などの記載内容から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。
33	平成26年度 諮問受理第176号	平成26年11月21日 付け大生保生第 1144号	平成26年 9 月 5 日	①大生総第84・52号、②大生総第106号、③大総務監第54号、④大健福第6054・1098号、⑤大市民第6121号、⑥大総務第e－3・e－26・e－9号等の法律根拠を請求。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 9 月18日付け大生保生第793号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年 9 月29日	「神経症」（抑うつ状態）件（異議申立人） 市民「異議申立人」担当「〇〇」医師への職権濫用。処分を取り消しを行い、両課の「整合性」求める。大生保生第1055・105・1057・1085・1086・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317・1382・1398・353・415・1099・1170号「公」件は、「神経症」決定事項（国のHP「概要」（F 4））「神経症」（抑うつ状態）件（異議申立人） こ健第1366－3号「不」件・社援第1533号「不」件・大健こ第258・145号「不」件等は、生野区6・7押印（異議申立人）を違法行為示すもの。又、大福祉第3281号「市民の声6点回答（〇〇）」の市民の声No.1101-11589-001-01「病状照会」を使用しているわけではありません回答が、再三「使用」繰り返す（〇〇） 実施機関は、（え）欄に記載されている内容は「各決定通知書の法的根拠を求めるもの」であると判断したが、長期間の経緯のある異議申立人に対し、各決定通知書の法的根拠である大阪市情報公開条例等を求めているとは考えにくいことから、平成26年 9 月10日付けで意向確認を行ったところ、同12日に「法第50上6・7押印に係る法的根拠を示せ」との回答があった。したがって、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨は、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、（き）欄に記載の決定を行った。

（注） （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。